

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 20 年
10月24日
(金曜日)

目 次

| | |
|---|---|
| 解除予定保安林(上関町)(森林整備課)..... | 1 |
| 道路の区域の変更(道路整備課)..... | 1 |
| 道路の供用の開始(道路整備課)..... | 2 |
| 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)..... | 3 |
| 公営住宅法施行令第2条第1項第4号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)..... | 3 |
| 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)..... | 3 |
| 公告 | |
| 平成二十年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)..... | 3 |
| 国土調査の成果の認証(地域政策課)..... | 5 |
| 人委公告 | |
| 平成二十年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施 | 5 |
| 公安委告示 | |
| 技能検定員審査の実施..... | 7 |
| 教習指導員審査の実施..... | 8 |
| 山口県告示第四百九十九号 | |
| 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。 | |



平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字長島字田ノ浦七四九の一、七九八の一(次の図に示す部分に限る。)、字前田ノ浦二〇〇の一
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
電気工作物施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十年十月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路 線 名 四三七号
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|---|--------------------------|--------------------------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 大島郡周防大島町大字東三浦字若宮 一九六の一 地先から 同郡 同町 同大字 同字一 九六の四地先まで | 最狭 一一・四 最広 一一・八 | 最狭 一一・三 最広 一一・〇 | | | |

道路の種類 県道
路 線 名 大島環状線

| 道路の種類 路線名 道路の区域 | 区 間 | | | 敷地の幅員 (メートル) | (メートル)長 | 備 考 |
|-----------------------|---|---|-----|------------------------|---------|--------------------|
| | 新 | 旧 | 旧新別 | | | |
| 道路の種類 路線名 道路の区域 | 大内右田線 | | | | | |
| 道路の種類 路線名 道路の区域 | 岩国玖珂線 | | | | | |
| 道路の種類 路線名 道路の区域 | 山口県仁保中郷字上古川七〇六の五地先から同市仁保中郷字下西一〇四六の一地先まで | | | 最狭 一一・六 〇・五 | 二八・三 | |
| 道路の種類 路線名 道路の区域 | 山口県西四丁目八五の二八地先から同市川西一丁目七二〇の一地先まで | | | 最狭 一七・一 四二・三 | 九七・八 | 道路改良工事の完了による。 |
| 道路の種類 路線名 道路の区域 | 大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮一九六の一地先から同郡同町大字九六の四地先まで | | | 最狭 二一・二 三・〇 八 | 二二・二 | 一般国道四三七号の道路の区域(重用) |

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 | 区 間 | | | | | 敷地の幅員 (メートル) | (メートル)長 | 備 考 |
|--------|-----------------------------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|---------------|-----|
| | | | 新 | 旧 | | | | | | |
| 山口県玖珂線 | 岩国市川西四丁目八五の二八地先から同市川西一丁目七二〇の一地先まで | 平成二十年十月十五日 | 最狭 三〇・二 | 最狭 三〇・二 | 最狭 四〇・三 | 最狭 五三・〇 | 最狭 三三・〇 | 一、〇〇二・一 | 道路改良工事の完了による。 | |
| 山口県玖珂線 | 岩国市大崎字友光三六八の二地先から同市大崎字友光三六八の二地先まで | | 最狭 三〇・二 | 最狭 三〇・二 | 最狭 四〇・三 | 最狭 五三・〇 | 最狭 三三・〇 | 一、〇〇二・一 | 道路改良工事の完了による。 | |
| 山口県玖珂線 | 岩国市大崎字友光三六八の二地先から同市大崎字友光三六八の二地先まで | | 最狭 三〇・二 | 最狭 三〇・二 | 最狭 四〇・三 | 最狭 五三・〇 | 最狭 三三・〇 | 一、〇〇二・一 | 道路改良工事の完了による。 | |
| 山口県玖珂線 | 岩国市大崎字友光三六八の二地先から同市大崎字友光三六八の二地先まで | | 最狭 三〇・二 | 最狭 三〇・二 | 最狭 四〇・三 | 最狭 五三・〇 | 最狭 三三・〇 | 一、〇〇二・一 | 道路改良工事の完了による。 | |
| 山口県玖珂線 | 岩国市大崎字友光三六八の二地先から同市大崎字友光三六八の二地先まで | | 最狭 三〇・二 | 最狭 三〇・二 | 最狭 四〇・三 | 最狭 五三・〇 | 最狭 三三・〇 | 一、〇〇二・一 | 道路改良工事の完了による。 | |

山口県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年十月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

県
大内右田線
防府市大字高井字高戸八三五の一地从先から
同市 同大字字榎木一〇七七の三地从先まで

平成二十年十月二十五日

山口県告示第五百二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び美祢土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称
厚狭川水系麦川川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十年十月二十四日
- 三 廃川敷地等の位置
美祢市大嶺町奥分字松川九〇五番七
" " " " 八八八番六
" " " " 八八八番七

- 美祢市大嶺町奥分字神手一九三一番七
- " " " " 一九三一番八
- " " " " 一九三一番九
- " " " " 一九三一番一〇

- 四 美祢市大嶺町奥分字神手一九三一番一
- " " " " 一九三六番七
- 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地 七、〇七九・三二一平方メートル

山口県告示第五百三号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

表長府県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八六」に改め、同表周南県営住宅の項中「及びB棟」を「からC棟まで」に、「C棟」を「D棟」に改める。

山口県告示第五百四号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

表周南県営住宅の項中「四五〇」を「四四〇」に改める。



(四〇九)平成二十年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十年九月山口県議会定例会で議決された平成二十年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

平成20年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成20年度山口県の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,357,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 変 更

| 事 項 | 補 正 | | 補 正 前 限 度 額 | 補 正 後 限 度 額 | |
|--|----------------------|--|----------------------|--|-------|
| | 期 間 | 限 度 額 | | 期 間 | 限 度 額 |
| 1 農業近代化資金の融 通に係る市町に 対する利子補給 が行う利子補給 | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 5,050,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | |
| | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | |
| 2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に 対する利子補給 が行う利子補給 | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | |
| | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | 平成20年度から 平成40年度まで | (1) 平成20年度 の利子補給利 子対象の融 資の総額は、 1,800,000千 円とする。 (2) 利子補給を 行った市町に 対する利子補 給補助金は、 年度とする額の 1/2に相当する 額とする。 (3) 金融機関に 対する利子補 給額は、限度 とする。 | |

平成20年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第1号)

平成20年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 | 補 正 額 | 補正前の額 | 計 |
|---|----------------------|-------------|---------|-------------|-------------|
| 9 国 庫 支 出 金 | 平成21年度まで | 1,500,000千円 | | | |
| 13 繰 越 金 | 平成20年度から 平成21年度まで | 104,913千円 | | | |
| 14 諸 収 入 | 平成20年度から 平成21年度まで | 1,500,000千円 | | | |
| 歳 入 出 入 合 計 | | | 152,479 | 710,204,888 | 710,357,367 |
| 歳 出 入 出 合 計 | | | 152,479 | 710,204,888 | 710,357,367 |
| 2 総 務 費 | 6 防 災 費 | 7 統 計 調 査 費 | 補 正 額 | 補正前の額 | 計 |
| | | | 11,650 | 39,468,151 | 39,479,801 |
| | | | 9,893 | 1,559,166 | 1,569,059 |
| | | | 1,757 | 605,070 | 606,827 |
| 3 民 生 費 | 1 社 会 福 祉 費 | 4 児 童 福 祉 費 | 54,704 | 71,937,224 | 71,991,928 |
| | | | 25,322 | 57,185,354 | 57,210,676 |
| | | | 29,382 | 13,249,885 | 13,279,267 |
| | | | 86,125 | 50,888,075 | 50,974,200 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 1 農 業 費 | 5 水 産 業 費 | 51,763 | 11,761,141 | 11,812,904 |
| | | | 34,362 | 9,811,125 | 9,845,487 |
| | | | 152,479 | 710,204,888 | 710,357,367 |
| 第2表 債務負担行為補正 | | | | | |
| 1 追 加 | | | | | |
| 1 山口県大島防災セ ンターに係る指定 管理者の指定を すること。業の 2 港湾環境整備 事業の一括契約 すること。護岸 (徳山下松港立護 岸工) | 平成20年度から 平成21年度まで | 1,500,000千円 | | | |

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

| 歳入 | 歳出 | 款 | 項 | 補正額 | 補正前の額 | 計 |
|----|----|---------|--------|---------|---------|---------|
| 3 | 繰越 | 金 | | 20,000 | 72,014 | 92,014 |
| | 繰越 | 金 | 1 | 20,000 | 72,014 | 92,014 |
| | 歳入 | 合計 | | 20,000 | 101,261 | 121,261 |
| | 歳出 | 合計 | | 20,000 | 101,261 | 121,261 |
| | 款 | 項 | 補正額 | 補正前の額 | 計 | |
| | 1 | 沿岸漁業改善費 | 20,000 | 101,261 | 121,261 | |
| | | 1 | 20,000 | 101,261 | 121,261 | |
| | | 歳入 | 合計 | 101,261 | 121,261 | |
| | | 歳出 | 合計 | 20,000 | 101,261 | 121,261 |

(四一〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

| 国土調査を行った者の名称 | 国土調査を行った期間 | 成果の名称 | 国土調査を行った地域 |
|--------------|----------------------------|--------|------------|
| 周南市 | 平成十八年五月二十二日から平成二十年二月二十一日まで | 周南土地籍簿 | 大字鹿野下の一部 |

二 認証年月日

平成二十年十月二十四日



公 告

平成二十年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十年十月二十四日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

| 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の概要 |
|------|--------|--|
| 行政 | 三人程度 | 知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務 |

二 受験資格

- (一) 昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者が受験できません。

- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容

- (1) 教養試験
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の試験を行います。
- (2) 論文試験

民間企業等での職務の経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。

2 日時

平成二十年十二月二十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

論文試験 午後一時三十分から午後三時まで

3 場所

山口市吉田一六七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

- (2) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成二十一年一月下旬から同年二月上旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十一年一月十五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十一年二月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 給与は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十一万千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年十月二十四日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以

上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。
 なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

必要な事項を記入した受験申込書及び受験票並びに八十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦二十三・五センチメートル以下、横十二センチメートル以下のもの)を山口県人事委員会事務局に提出してください。
 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十年十月二十四日(金曜日)から同年十二月十二日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
 なお、郵送の場合は、平成二十年十二月十二日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十年十月二十四日(金曜日)午前九時から同年十二月五日(金曜日)まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。



山口県公安委員会告示第五十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年十月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
- 技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年十一月二十五日(火曜日)及び同月二十六日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十年十一月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|-------------------------|---------|
| 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 三千九百五十円 |
| 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 六千七百五十円 |
| 三 教則の内容となっている事項 | 千九百円 |

| | | |
|----|---|--------|
| 四 | 自動車教習所に関する法令についての知識 | 千九百円 |
| 五 | 技能検定の実施に関する知識 | 千九百五十円 |
| 六 | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 二千円 |
| 備考 | 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。 | |

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

- 技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年十一月二十六日（水曜日）及び同月二十七日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

- 平成二十年十一月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|-------------------------|---------|
| 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 千二百五十円 |
| 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 二千二百五十円 |
| 三 教則の内容となつている事項 | 一千五百円 |
| 四 自動車教習所に関する法令についての知識 | 一千五百円 |
| 五 技能検定の実施に関する知識 | 二千五百円 |
| 六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 二千円 |

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年十月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十年十一月二十六日(水曜日)及び同月二十七日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十年十一月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| | | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|---|
| 審査 | 審査 | 細目 | 減 | ず | る | 額 |
|----|----|----|---|---|---|---|

| | | |
|----|---|--------|
| 一 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 四千百円 |
| 二 | 技能教習に必要な教習の技能 | 千三百五十円 |
| 三 | 学科教習に必要な教習の技能 | 千三百五十円 |
| 四 | 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 | 千三百五十円 |
| 五 | 自動車教習所に関する法令についての知識 | 千二百五十円 |
| 六 | 教習指導員として必要な教育についての知識 | 千二百円 |
| 備考 | 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。 | |

- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十年十一月二十七日(木曜日)及び同月二十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十年十一月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

- (一) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|--------------------------------|--------|
| 一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 千三百五十円 |
| 二 技能教習に必要な教習の技能 | 千三百円 |
| 三 学科教習に必要な教習の技能 | 千二百五十円 |
| 四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識 | 千二百五十円 |
| 五 自動車教習所に関する法令についての知識 | 千二百五十円 |
| 六 教習指導員として必要な教育についての知識 | 千五百円 |

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三

平成二十年十月二十四日印刷
平成二十年十月二十四日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)